

# 一般財団法人ノジマ出る杭財団

## 定款

### 序文

設立者である野島廣司は、企業の持続的成長の根幹は、既成概念にとらわれず主体的に行動する人材、すなわち「出る杭」を発掘し、その才能を最大限に伸ばすことにあるとの信念に基づき、その精神を体現する将来のリーダーを育成するため、私財を拠出して「一般財団法人ノジマ出る杭財団」を設立し、その根本規則として本定款を定める。

---

### 第1章 総則

**第1条 (名称)** 当法人は、一般財団法人ノジマ出る杭財団と称する。

**第2条 (主たる事務所)** 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

**第3条 (目的)** 当法人は、経済的支援を必要とする学生に対し、株式会社ノジマでのアルバイト経験を通じて「出る杭となり伸び、成長することの楽しさ」を体感させ、将来日本の未来を担うリーダー人材の育成に資することを目的とする。

**第4条 (事業)** 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 「出る杭」奨学金制度（給付と貸与のハイブリッドを主体とし、貸与分に関しては特定の条件を満たした場合に返済を免除する制度）の運営
2. 奨学生の成長を支援する「出る杭」育成プログラム（専任メンターによる指導、本社部門における課題解決プロジェクト等）の企画及び実施
3. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

**第5条 (公告の方法)** 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

---

### 第2章 資産及び会計

**第6条 (設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)** 設立者の氏名、住所及び当法人の設立に際して拠出される財産並びにその価額は、次のとおりである。

- 設立者：株式会社ノジマ
- 住所：神奈川県横浜市西区南幸 1-1-1 JR 横浜タワー26 階
- 拠出財産及びその価額：金 1,000 万円

### **第7条(事業年度)**

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第8条(事業計画及び予算)** 当法人の事業計画、収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

**第9条(事業報告及び決算)** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、事業計画書、収支予算書及び監査報告は、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

**第10条(剰余金の不分配)** 当法人は、剰余金の分配を行わない。

---

## **第3章 評議員及び評議員会**

**第11条(評議員)** 当法人に、評議員を3名以上を置く。

**第12条(評議員の選任及び解任)** 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

**第13条(評議員の任期)** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が欠けた場合又は第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**第14条(評議員会の構成及び権限)** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り、決議をすることができる。

**第 15 条 (評議員会の開催)** 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。また、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

**第 16 条 (評議員会の招集)** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。招集の通知は、会日より 1 週間前までに、各評議員に対して発するものとする。

**第 17 条 (議長)** 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

**第 18 条 (評議員会の決議)** 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**第 19 条 (議事録)** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。議長及びその会議において選定された議事録署名人は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

**第 20 条 (評議員会の決議の省略)** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

**第 21 条 (評議員会の報告の省略)** 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

---

## 第 4 章 役員及び理事会

**第 22 条 (役員の設置)** 当法人に、次の役員を置く。理事：3 名以上 監事：1 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

**第 23 条 (役員の選任)** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

**第 24 条 (理事の職務及び権限)** 代表理事は、当法人を代表し、理事会の決議に基づきその業務を執行する。

2. 代表理事以外の理事は、理事会が定めるところに従い、当法人の業務を分担執行する。これには、奨学生の選考、育成プログラムの実施、及び当法人の目的達成に資する現場環境の整備に関する監督が含まれる。

**第 25 条 (監事の職務及び権限)** 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の職務の執行を監査すること。
2. 当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
3. 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
4. その他、法令で定められた職務を行うこと。

**第 26 条 (役員任期)**

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された理事並びに監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事が欠けた場合又は第 22 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

**第 27 条 (役員報酬等)** 役員に対して、その職務執行の対価として、評議員会の決議を経て、報酬等を支給することができる。その総額は、評議員会において別に定める。

**第 28 条 (役員解任)** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

**第 29 条 (理事会の設置及び権限)** 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を行う。

**第 30 条 (理事会の招集)** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

**第 31 条 (議長)** 理事会の議長は、理事会において、出席した理事の中から選出する。

**第 32 条 (理事会の決議)**

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない

**第 33 条 (議事録)** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。議長及び出席した理事長又は理事長代行及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### **第 34 条 (理事会の決議の省略)**

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### **第 35 条 (理事会の報告の省略)**

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

---

### **第 5 章 定款の変更及び解散**

**第 36 条 (定款の変更)** この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条 (目的) 及び第 12 条 (評議員の選任及び解任) についても適用する。

**第 37 条 (解散)** 当法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**第 38 条 (残余財産の帰属)** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人その他当法人と類似の目的を有する法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

---

### **第 6 章 附則**

**第 39 条 (最初の事業年度)** 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

**第 40 条 (設立時役員等)** 当法人の設立時役員等は、次のとおりとする。

- 設立時代表理事：野島 廣司
- 設立時理事：神谷 光治
- 設立時理事：小林 義廣
- 設立時理事：山崎 昌樹
- 設立時監事：内藤 泰一

**第 41 条 (設立時評議員)** 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

- 設立時評議員：柳 秀直
- 設立時評議員：仙波 昂
- 設立時評議員：林 文子

**第 42 条 (法令の準拠)** この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人ノジマ出る杭財団設立のため、設立者株式会社ノジマの定款作成代理人である司法書士田崎浩司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1 番 1 号

設立者 株式会社ノジマ

代表執行役 野島 廣司

上記設立者 1 名の定款作成代理人

相模原市中央区富士見一丁目五番十六号

司法書士 田崎 浩司